

【2 厚労省 児童発達支援ガイドラインに基づく具体的なサービス実施内容】

	チェック項目			工夫している点 (ACQBA評価・公表用)
		はい ■	いいえ □	
0	1 利用定員10名に隣接する認定こども園から10名の幼児が、その他言語療育に1名が利用している。基準を満たす機能訓練室が3部屋あり、集団療育・個別療育、運動プログラムと、療育観点に応じて、使い分けができるようになっている。	■		利用定員10名に隣接する認定こども園から10名の幼児が、その他言語療育に1名が利用している。基準を満たす機能訓練室が3部屋あり、集団療育・個別療育、運動プログラムと、療育観点に応じて、使い分けができるようになっている。
	2 職員の配置数は適切である	■		管理者兼児童発達支援管理責任者・保育士・児童指導員の計3名が常勤職として適正配置する。それに加えて理学療法士1名(非常勤)を非常勤で配置し月2回療育にあてている。(以前は言語聴覚士(非常勤)もいたが現在は休止中である)
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構成化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	■		既存建物(住宅)をリフォームした事業所だが、玄関を入るとバリアフリーなつくりとなっている。療育の対象が未就学児童であることを踏まえた運動・学習用具が配慮されている。写真や絵カードなど視覚的な情報伝達手段も取り入れている。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	■		訓練室は適度な大きさに区分されていて落ち着いた彩色が施され、衛生管理もできている。かつて住宅であったことが事業所に家庭的雰囲気をもたらしている。不要な療育用具は収納され、こざっぱりした空間で心地よい安全な環境がつけられている。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	■		業務のほとんどは常勤職3名全員で従事していて、療育計画の策定・実践・振り返りを共有している。目標設定と振り返り、非常勤職員の参画もある。個別支援計画はモニタリングを行って6か月に1回見直ししている。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	■		開設以来、保護者を対象とした評価を行ったことはないが、今回第三者評価を受審した。第三者評価で当事業所を利用する保護者にアンケート調査が行われ、管理者等はこの結果をみて保護者等の意向を確認し業務改善につなげていきたいと考えている。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	□		第三者評価による「事業所評価」及び「保護者評価」の結果を受けて、その後に事業所としての「自己評価」を実施することに期待する。同時に、支援の質向上にむけた評価・業務改善の内容を自己評価と共に公開することを望むが、事業所は、まずは第三者評価の結果をホームページで公開を予定している。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	■		第三者評価を今年度実施中である。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	■		白井市発達支援センターでは様々な研修を実施していて、当事業所としては案内があると積極的に受講するようにし、職員の資質向上に努めている。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	■		アセスメントは相談支援事業所における情報も確認、児童発達支援事業用のソフトを利用して必要な情報の収集に漏れがないようにしている。保護者のニーズと児童の状態などを正確に受け止めて目標設定し、管理責任者は個別支援計画を立てている。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	■		発達センター等がアセスメントツールを実施した場合は、その結果を確認している。得られた情報は非常勤の理学療法士を含めて職員間で共有し、子どもの適応行動の理解のために役立てている。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	■		支援項目についてはアセスメントの結果を基に、子どもの状態を把握し目指すべき状態を割り出している。提供すべき支援は5領域の要素を取り入れた本人支援を中心として、家族支援その他を決定するが、子どもの育ちと家庭生活に関わる地域関係者や機関との地域・連携支援については十分できていないと認識している。移行支援については隣接する認定こども園職員との協議がしやすく、園への完全通園や就学準備がしやすい環境にある。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	■		個別支援計画は立案後に支援会議を経て保護者の承認を得てから実践され、日常の療育プログラムとして具体化されている。具体的な療育は発達支援ソフトで保護者は閲覧し確認することができる。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	■		プログラムは児童指導員だけが立案するのではなく、理学療法士を含めて職員全員で話し合って作成している。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	■		子どもの目指す育ちに役立つプログラムであっても、子ども本人が関心を寄せない・飽きてしまうこともあるため、サーキットの組み立てに変化をもたせたり、遊具や療育用具を交換したり工夫し固定化しないようにしている。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	■		支援を受ける子どもには、個々に関わる要素を主にした療育が必要な子もいれば、社会性・コミュニケーションを主とした療育が必要な子もいる。その子どもの状態と目標に応じて個別活動と集団活動を組み合わせた計画を作成している。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	■		事業所のサービス開始時刻と始業時刻には30分の余裕があるため、職員全員で毎朝ミーティングを行って、当日の療育内容などについて打ち合わせている。隣接する認定こども園から通所する子については、月1回こども園職員とも療育会議を開いている。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	■		療育が終了すると、職員全員で話し合ってその日の記録を確認し振り返りをして、翌日以降の療育活動に生かすようにしている。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	■		サービス提供を始め、支援に関することは記録するようにしている。サービス提供の記録は発達支援ソフトで作成され、職員・保護者共に閲覧できる。子どもの日々の状況や成果は経過を見ながら確認できるシステムがある。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	■		保護者を変えてモニタリングを定期的に行っている。子どもの状態を経過をたどりながら目標の到達度や支援を強化する必要がある要素を確認し、個別支援計画の見直しにつなげている。	
	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	■		サービス担当者会議には子どもの様子を把握している児童指導員と保育士が出席し、事業所での様子を丁寧に伝えている。
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	■		保護者の承諾を得て、白井市障害福祉課、子ども発達センター、相談支援事業所等に情報を提供すると共に、助言を受け個別支援の連携を図っている。
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	非該当		☑非該当

	チェック項目			工夫している点 (ACOBA評価・公表用)	
		はい ■	いいえ □		
関係機関や保護者との連携	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	■	非該当	☑非該当
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	■		併設している認定こども園に在籍し事業所に通所している子どもについては、保育アプリで園生活の様子を、発達支援ソフトで事業所での様子を共有し、継続して支援に繋げている。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	■		就学先への情報提供は、在籍園を通して事業所での様子や支援内容について詳細に伝えている。進学を見据えて特別支援学校を見学している。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	■		子ども発達センター主催の研修は全職員が出席している。必要に応じて、子ども発達センターや相談支援事業所に直接助言を受けることもある。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	■		毎日の園遊遊びや誕生会参加など隣接の認定こども園での生活も体験でき、「子どもは毎日楽しく過ごしていることに感謝している」と保護者の評価は高い。日常的に事業所と隣接園との連携した保育(療育)が提供されている。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		□	市内の保育園と児童発達支援事業所の意見交換会に出席したが、自立支援協議会子ども部会等への出席要請はまだない。管理者は今後は子ども部会にも出席し、地域連携体制を整えていきたいと考えている。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	■		保護者との情報共有は、発達支援ソフトで行っている。事業所はその日の活動の様子や支援内容を即日配信し、保護者からの連絡や相談などの確認を行い、事業所と保護者との認識に齟齬がないよう努めている。
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		□	現在は、ペアレント・トレーニングは行っていない。保護者からの要望はないが、今後は子どもへの関わり方を学ぶペアレント・トレーニングを活用し、保護者との連携を深めていきたいという思いはある。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	■		管理者が相談室で30分程度で説明する。専門用語は使用せず、分かりやすい説明を意識している。保護者からは、療育実施曜日、スケジュール、療育の内容(集団か個別か)などの質問が多い。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	■		面談時のアセスメントや保護者の要望を基に、児童指導員・保育士と管理者で個別支援計画書を作成する。療育プログラムで使用する道具や遊びなどを具体的に示しその後の効果なども説明している。時には理学療法士などの専門職員が説明することもある。保護者に同意を得た計画書は事業所と保護者で保持している。定期的なモニタリングは半年に1回行っている。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	■		半年の1回のモニタリング時には活動での子どもの様子を丁寧に説明し、保護者が抱えている子どもの様子との差がなくなるようにしている。その時に保護者の悩みなどを聞く機会と捉え、助言や具体的な支援方法を伝えている。保護者の要望を個別支援計画に反映することもある。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		□	保護者会は実施していない。現在保護者からの希望もない。管理者は保護者が孤立感を感じないような保護者支援の方法を模索中である。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	■		保護者からの相談等は随時対応している。相談内容と対応は発達支援ソフトで記録し、全職員で共有している。必要に応じて、個別面談も行っている。面談はプライバシーに配慮して相談室で行う。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している		□	事業所に通所していることを知られたくない保護者もいる。保護者の思いに配慮し会報誌は発行していない。利用者には発達支援ソフトでイベントのお知らせをしている。昨年度は、隣接の子育て支援センターの掲示板を利用し2回開催する祭りを周知した。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	■		管理者は職員に採用時と適宜「個人情報の取り扱い」について細心の注意を払うように指導している。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	■		子どもとは障害の特性に応じて、絵カードや写真などを用いてコミュニケーションが取れるよう工夫している。保護者とは理解しやすい言葉や表現を心がけている。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		□	利用者家族に配慮し、地域住民の招待はしていない。しかし、祭りの開催は隣接の子育てセンター内掲示板で周知している。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	■		事業所内に、安全計画・事故・緊急時等対応マニュアル、感染症対策委員会ファイル、防災訓練関連ファイルを備え付けている。保護者には周知していない。隣接認定こども園と合同の避難訓練は毎月実施している。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	■		避難経路は職員全員が周知している。管理者は、事業所単独で親子合同の避難訓練や想定外の事態で子どもがパニックに陥らないように、実際に役立つ訓練を実施していきたいと計画している。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	■		利用開始時のアセスメントで服薬や予防接種、てんかん等の状況を把握している。予防接種は、隣接園と情報共有し、最新の記録に更新している。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている		□	支援スケジュールは午前午後で実施しているので食事提供はない。しかし、イベントや療育プログラムで軽食やおやつなどの提供、教材として小麦粉粘土の使用などがあった場合を想定し、食物アレルギーの有無や対応は必要だと考える。
	45	ヒヤリハット事例案を作成して事業所内で共有している		□	ヒヤリハットの記録はしていない。日々の実践を振り返り、ヒヤリハットは職員で共有している。今後はヒヤリハット記録を作成し、個々の特性を踏まえてより安全で安心できる支援に繋げたいと管理者は考えている。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている		□	事業所内に、虐待防止委員会ファイルを備え付け、適宜活用できるようになっている。法人の年1回虐待防止、権利擁護研修を全職員は受講している。事業所独自の研修計画も作成し始めている。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	■		現在は身体拘束を想定する子どもは在籍していない。必要場合は、保護者に十分に説明し、法人の身体拘束等適正委員会ファイルの指針に沿った対応をしていく。また、個別支援計画にも記載する。
	合計	36	9	非該当☑2	